

# 『公費負担医療等の手引 2017年8月版』正誤 (2018.4.5 現在)

■印は、発行後に示された厚生労働省通知・事務連絡等による追補である。

頁	訂正箇所	誤	正																								
4	上から 23 行目	なお、7月 <b>30</b> 日までの高齢者の高額療養費の…	なお、7月 <b>31</b> 日までの高齢者の高額療養費の…																								
19	対象病名等、上から 25 行目	・シトルリン血症 ( <b>型</b> )	・シトルリン血症 <b>1型</b>																								
33	対象病名等、上から 4 行目	<b>被爆者の一般疾病 原爆医療</b>	削除																								
107	右段下から 6 行目	<b>P.111</b>	<b>P.108</b>																								
133	左段上 (資料 6)	特定疾病療養受領証	特定疾病療養受 <b>療</b> 証																								
138	右段上から 19 行目	〔負担額の残額合算 : <b>30,000</b> 円 (子の一部負担) + <b>44,400</b> 円 (父と母の一部負担残額) = <b>74,400</b> 円	〔負担額の残額合算 : <b>24,000</b> 円 (子の一部負担) + <b>57,600</b> 円 (父と母の一部負担残額) = <b>81,600</b> 円																								
138	下の表 父外来 a の 1 割負担の左側の枠内	<b>18,000 円</b>	<b>16,000 円</b>																								
138	下の表 父外来 b の 1 割負担の左側の枠内	<b>8,000 円</b>	<b>6,000 円</b>																								
154	右段表の下より 7、9 行目	※3 <b>任</b> 所得者 ※4 <b>任</b> 所得者	※3 <b>低</b> 所得者 ※4 <b>低</b> 所得者																								
155	右段上から 8 行目	③ 児童福祉法「 <b>育成</b> 医療」「 <b>療養</b> の給付」	③ 児童福祉法「 <b>療育</b> 医療」「 <b>療育</b> 給付」																								
156	右上段表の下、上から 3 行目	※3 指定難病患者の負担額は 260 円である。(3 食 780 円)。	※3 <b>医療の必要性の高い者については平成 30 年 3 月末までは 360 円である。なお、指定難病患者の負担額は…</b>																								
187	下部表、第 2 号被保険者の受給権者欄	特定疾病が原因で要介護・要支援の認定を受けたもの。(下 <b>表</b> 参照)	特定疾病が原因で要介護・要支援の認定を受けたもの。(次 <b>頁</b> の表参照)																								
203	上部表の第 2 段階の多床室の「居住費 (滞在費)」欄と、「合計」欄の負担限度額及び補足給付額欄	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">居住費 (滞在費)</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>370 (840)</td> <td>0</td> <td>760 (1,230)</td> <td>990</td> </tr> </tbody> </table>	居住費 (滞在費)		合計		負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額	370 (840)	0	760 (1,230)	990	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">居住費 (滞在費)</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>370 (470)</td> <td>0</td> <td>760 (1,460)</td> <td>990</td> </tr> </tbody> </table>	居住費 (滞在費)		合計		負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額	370 (470)	0	760 (1,460)	990
居住費 (滞在費)		合計																									
負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額																								
370 (840)	0	760 (1,230)	990																								
居住費 (滞在費)		合計																									
負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額																								
370 (470)	0	760 (1,460)	990																								
203	上部表の第 3 段階の多床室の「居住費 (滞在費)」欄と、「合計」欄の負担限度額及び補足給付額欄	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">居住費 (滞在費)</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>370 (840)</td> <td>0</td> <td>1,100 (1,490)</td> <td>730</td> </tr> </tbody> </table>	居住費 (滞在費)		合計		負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額	370 (840)	0	1,100 (1,490)	730	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">居住費 (滞在費)</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>370 (470)</td> <td>0</td> <td>1,020 (1,200)</td> <td>730</td> </tr> </tbody> </table>	居住費 (滞在費)		合計		負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額	370 (470)	0	1,020 (1,200)	730
居住費 (滞在費)		合計																									
負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額																								
370 (840)	0	1,100 (1,490)	730																								
居住費 (滞在費)		合計																									
負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額																								
370 (470)	0	1,020 (1,200)	730																								
207	右段上から 4~6 行目、右記を削除	<b>特定の疾患に対する給付が対象となる。本人負担があるため医療と介護の負担額を按分計算する。</b>																									
219	左段上から 4~5 行目	… <b>4,500</b> 円以内、ただし、障害認定に係るものについては <b>5,800</b> 円以内。…	… <b>4,630</b> 円以内、ただし、障害認定に係るものについては <b>5,970</b> 円以内。…																								
■324	左段上から 9 行目~11 行目	なお、自己負担上限月額の経過措置は、平成 <b>30</b> 年 3 月 31 日までとされているが、平成 <b>30</b> 年 4 月 1 日以降の取り扱いは未定である。	なお、自己負担上限月額の経過措置は、平成 <b>33</b> 年 3 月 31 日までとされているが、平成 <b>33</b> 年 4 月 1 日以降の扱いは未定である。																								
■327	上限額一覧表下※部分 1 行目~2 行目	…自己負担上限減額は平成 <b>30</b> 年 3 月 31 日までの上限額であるが、平成 <b>30</b> 年 4 月 1 日からの取り扱いは未定。	…自己負担上限減額は平成 <b>33</b> 年 3 月 31 日までの上限額であるが、平成 <b>33</b> 年 4 月 1 日からの取り扱いは未定。																								
■340	左段上から 13 行目~15 行目	なお、自己負担上限月額の経過措置は、平成 <b>30</b> 年 3 月 31 日までとされているが、平成 <b>30</b> 年 4 月 1 日以降の取り扱いは未定である。	なお、自己負担上限月額の経過措置は、平成 <b>33</b> 年 3 月 31 日までとされているが、平成 <b>33</b> 年 4 月 1 日以降の取り扱いは未定である。																								
■342	上限額一覧表下※部分 1 行目~4 行目	※1 …激変緩和の経過措置が設けられている (平成 <b>30</b> 年 3 月 31 日までの間)。その後は… ※2 …自己負担上限減額は平成 <b>30</b> 年 3 月 31 日までの上限額であるが、平成 <b>30</b> 年 4 月 1 日からの取り扱いは未定。	※1 …激変緩和の経過措置が設けられている (平成 <b>33</b> 年 3 月 31 日までの間)。その後は… ※2 …自己負担上限減額は平成 <b>33</b> 年 3 月 31 日までの上限額であるが、平成 <b>33</b> 年 4 月 1 日からの取り扱いは未定。																								
■345	左段上から 9 行目~11 行目	なお、自己負担上限月額の経過措置は、平成 <b>30</b> 年 3 月 31 日までとされているが、平成 <b>30</b> 年 4 月 1 日以降の取り扱いは未定である。	なお、自己負担上限月額の経過措置は、平成 <b>33</b> 年 3 月 31 日までとされているが、平成 <b>33</b> 年 4 月 1 日以降の取り扱いは未定である。																								
■347	上限額一覧表下※部分 1 行目~2 行目	…自己負担上限減額は平成 <b>30</b> 年 3 月 31 日までの上限額であるが、平成 <b>30</b> 年 4 月 1 日からの取り扱いは未定。	…自己負担上限減額は平成 <b>33</b> 年 3 月 31 日までの上限額であるが、平成 <b>33</b> 年 4 月 1 日からの取り扱いは未定。																								
385	右段上から 1 行目	自己負担を徴収する (P. <b>397</b> )	自己負担を徴収する (P. <b>395</b> )																								
504	右段上から 6、10 行目	鎖骨固定 <b>用</b> 帯	鎖骨固定帯																								
505	左段上から 17 行目	(17) 消炎鎮痛等処置等、介達 <b>索引</b> 等の特例	(17) 消炎鎮痛等処置等、介達 <b>率引</b> 等の特例																								
525	右段下から 17 行目	各都道府県労災 <b>保障</b> 課に <b>参照</b> されたい。	各都道府県労災 <b>補償</b> 課に <b>照会</b> されたい。																								
533	右段上から 14 行目の下に右記を追加	<b>【法令等】</b> ◎労働者災害補償法 (昭和 22 年法律第 50 号)																									
569	右段下から 2 行目	平成 27 年 4 月 1 日環境 <b>庁</b> 環境…	平成 27 年 4 月 1 日環境 <b>省</b> 環境…																								

頁	訂正箇所	誤	正
602	左段下から3行目	<a href="http://www.npa.go.jp/higaisya/">www.npa.go.jp/higaisya/</a>	<a href="http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm">www.npa.go.jp/higaisya/home.htm</a>
614	左段上から3、4行目	……申請者に無料診察券又は低額診察券を交付する。	……申請者に無料診療券又は低額診療券を交付する。
689	上段表の和歌山、「助成内容」項目の7行目、10行目。右記下線部を削除	橋本病、 <del>ネフローゼ症候群</del> ：18歳以上で入院のみ  <b>筋ジストロフィー：入院・外来</b>	
692	都道府県庁等連絡先一覧表、「地方厚生局及び都道府県事務所（分室）」	北海道 011-795-5105 宮城県 022- <del>726-9260</del> 埼玉県 048- <del>740-0711</del> 愛知県 052- <del>971-8831</del> 大阪府 06- <del>6942-2241</del> 広島県 082-223- <del>8181</del> 香川県 087-851- <del>9565</del> 福岡県 092-707-1125	北海道 011-795-5105* 宮城県 022- <del>206-5217</del> * 埼玉県 048- <del>612-7508</del> * 愛知県 052- <del>228-6179</del> * 大阪府 06- <del>4791-7316</del> * 広島県 082-223- <del>8209</del> * 香川県 087-851- <del>9593</del> * 福岡県 092-707-1125*
701	6の参照項	<b>179</b>	=
701	13の参照項	……になっている。ただし、初回申請時の意見書については、患者から自費徴収できる。	……になっている。ただし、初回申請時の意見書については、患者から自費徴収できる。

最新の正誤表については、保団連 HP (<http://hodanren.doc-net.or.jp/>) でも紹介していきますので、ご確認ください。

保団連正誤表    
<http://hodanren.doc-net.or.jp/>